# 外務省本省に勤務する外務職員の範囲を定める省令 （昭和二十七年外務省令第六号）

外務省本省に勤務する一般職の国家公務員のうち、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第二条第四項の規定に基き外務職員となるものは、次の者とする。

* 一  
  外交領事事務に従事する者（外務公務員法第十五条の規定に基く研修を受けている者を含む。）
* 二  
  一般行政関係の事務に従事する者
* 三  
  通信関係の事務に従事する者
* 四  
  外交史料編さヽ  
    
  んヽ  
  関係の事務に従事する者

# 附　則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。